

新たな汜濫通報制度等について

5月29日(金)より、新たな防災気象情報へ

■5月29日(金)から、新たな防災気象情報の運用を開始(気象庁記者発表資料より)

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(特別警報の新設など)



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

水防法改正に伴う用語の変更

➤ 令和7年の法改正及び防災気象情報の見直しに伴い、令和8年出水期から以下の通り用語が変更となります。

	基準水位	
	令和7年度まで	令和8年度から
警戒レベル5相当情報	氾濫する可能性のある水位 (氾濫開始水位)	氾濫発生水位 (氾濫開始水位)
警戒レベル4相当情報	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
警戒レベル3相当情報	避難判断水位	避難判断水位
警戒レベル2相当情報	氾濫注意水位	氾濫注意水位



洪水予報河川		水位周知河川	
令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から
氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報 ／ レベル5 氾濫発生情報	氾濫発生情報	レベル5 氾濫発生情報
氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険情報
氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警戒情報
氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意情報

水防法改正に伴う発表基準の変更

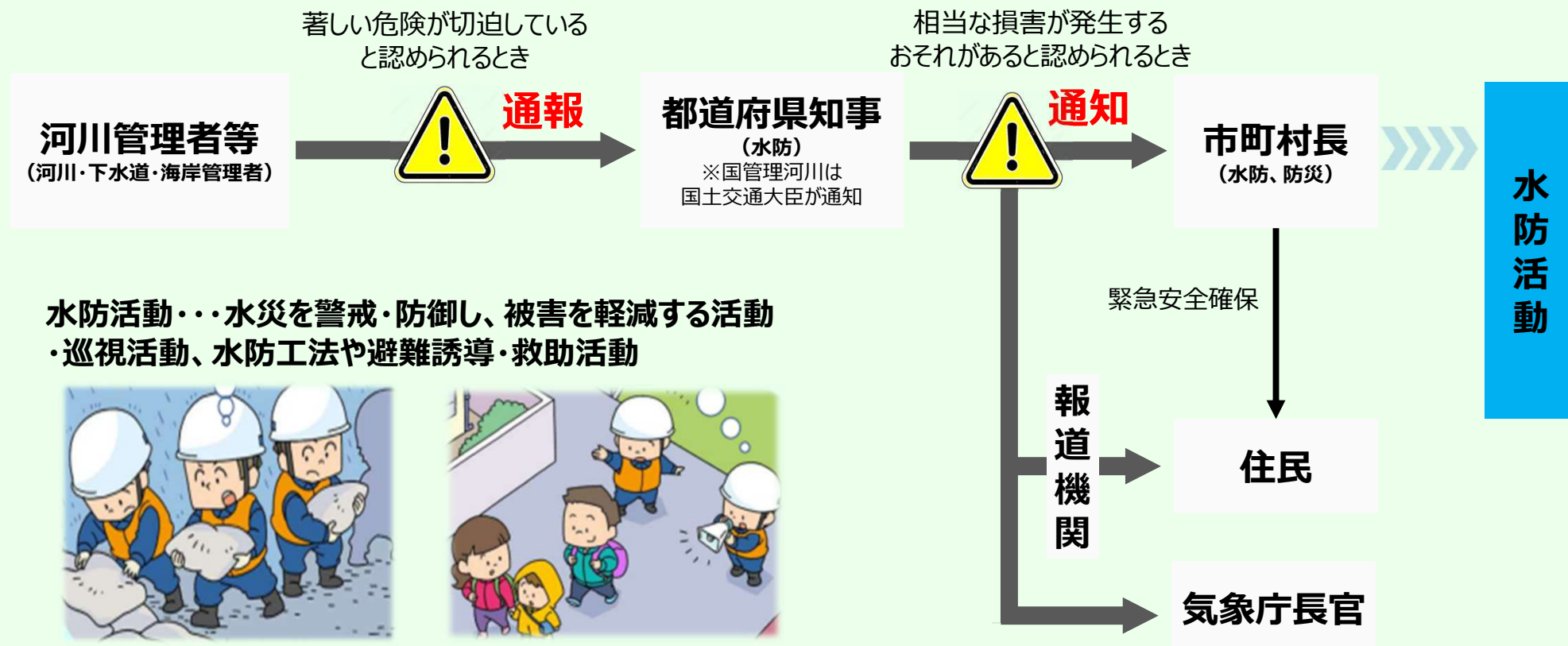
洪水予報の標題	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
<p>〇〇川 レベル5 氾濫発生情報 ※洪水予報については、レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫による著しい危険が切迫</u> ・ 氾濫の発生 (氾濫水の予報※) 	<p>氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】 → 緊急安全確保</p>
<p>〇〇川 レベル4 氾濫危険警報</p>	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 (氾濫発生水位への到達予測) あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合</p>	<p>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】 → 避難指示</p>
<p>〇〇川 レベル3 氾濫警報</p>	<p>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】 → 高齢者等避難</p>
<p>〇〇川 レベル2 氾濫注意報</p>	<p>氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】</p>

河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ**蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）**においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

新たな通報制度の概要



洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制（洪水予報河川）

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2 第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]

